

第7章 史跡の管理運営

1. 基本的な考え方
2. 管理の現状
3. 管理・運営の取り組み

第7章 史跡の管理運営

1. 基本的な考え方

史跡佐敷城跡において本保存管理計画の内容を実践し、適切に管理運営を進めていくために、芦北町と地権者、関係機関及び地域住民、地域活動団体が連携し、協働することが必要不可欠である。

そのための体制を構築し、史跡佐敷城跡の価値や保存管理方針を地域が一体となって共有することで、史跡の存在が地域及び地域住民の意識と乖離することを防ぎ、佐敷城跡が地域を象徴する存在として親しまれ、誇るべき財産として後世へ引き継ぐ。

2. 管理の現状

史跡佐敷城跡の国史跡指定地は、第4章第5節にあるとおり公有地（92.18%）と民有地（7.82%）に分かれている。現在、管理団体は決まっていないため、今後、芦北町が管理団体となる予定である。公有地部分の指定地内は、国史跡（教育委員会部局）と都市公園（建設部局）にそれぞれ登録されているが、実際の管理運営及び維持管理は芦北町教育委員会が一元的に行っている。

地域住民及び民間団体との連携では、一部団体によるボランティア作業が不定期的に行われているのみで、連携・協働体制は未整備である。

3. 管理・運営の取り組み

史跡の保護を目的として管理・運営を円滑に進めていくために、行政と地域住民、民間団体が史跡の管理方針・方法を共有し、連携を図る体制づくりが必要である。史跡の管理・運営及び活用について、連携・協働を行う体制の概念図は次頁のとおりである。



薩摩街道案内人



葦北鉄砲隊

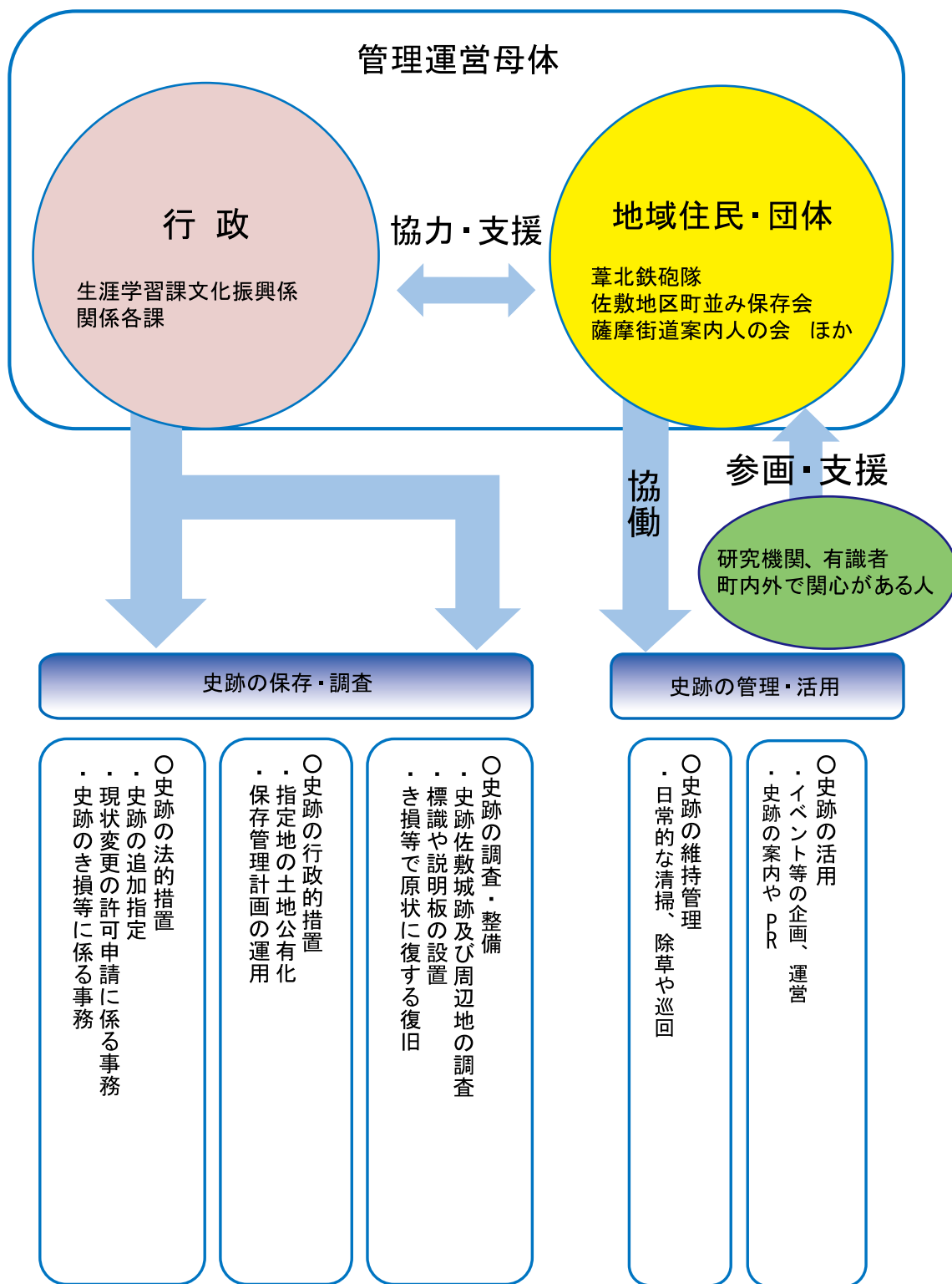


図7-1 行政・市民の連携・協働体制概念図